

京都市告示第113号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和2年5月14日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
南川 晃三	黒杉鍼灸マッサージ院	上京区今出川通大宮西入元北 小路町162 サイトウビル 301	令和2年3月31 日
藤井 亮太	ふじい整骨院	中京区聚楽廻西町182-2 CASA聚楽1階	令和2年4月6 日
木村 菜津美	マッサージじゅうに治療院	右京区山ノ内瀬戸畑町 15-8	令和2年3月2 日
竹下 はるか	古都治療院	右京区嵯峨伊勢ノ上町 22-33	令和2年4月13 日
幸地 美奈子	古都治療院	右京区嵯峨伊勢ノ上町 22-33	令和2年4月13 日
小島 彩音	株式会社アイ・サポート	西京区上桂三ノ宮町99-3	令和2年4月16 日
津田 康二	宇治精機宇治三室戸鍼灸整 骨院	京都府宇治市菟道森本 7-10	令和2年4月22 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)